算定要件(指定地域密着型(介護予防)サービスに要する費用の額の算定に関する基準等より抜粋)

(下線は改正部分)

(1) 認知症対応型共同生活介護

看取り介護加算【区分・要件】

注8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は算定しない。

※厚生労働大臣が定める施設基準

三十三 指定認知症対応型共同生活介護における看取り 介護加算に係る施設基準

(略)

※厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

医療連携体制加算【要件】

- 二 医療連携体制加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 医療連携体制加算(I) 39単位
 - (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 49単位
 - (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 59単位

※厚生労働大臣が定める施設基準

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

- □ 医療連携体制加算(II)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。
 - (一) (略)
 - (二) <u>呼吸障害等により人工呼吸器を使用している</u> 状態
 - (三) 中心静脈注射を実施している状態
 - 四)人工<u>腎臓を実施している状態</u>
 - <u>国</u> <u>重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</u>
 - <u>伏</u> 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している 状態
 - (七) (略)
 - (ハ) 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - (九) 気管切開が行われている状態

(4) (略)

ハ (略)

科学的介護推進体制加算【新設】

- ル 科学的介護推進体制加算 40単位
 - 注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
 - (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
 - (2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を 見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供 に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対 応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するため に必要な情報を活用していること。

サービス提供体制強化加算【区分・要件】

- ヲ サービス提供体制強化加算
 - 注 別に<mark>厚生労働大臣が定める基準</mark>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(皿) 6単位

※厚生労働大臣が定める基準

五十九 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス 提供体制強化加算の基準

- イ サービス提供体制強化加算(I)
 - 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職 員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の 七十以上であること。
 - (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職 員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の 占める割合が百分の二十五以上であること。
 - (2) 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) (略)
- (2) イ(2)に該当するものであること。
- ハ サービス提供体制強化加算(皿)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職 員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の 五十以上であること。
 - (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介 護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分 の七十五以上であること。
 - (三) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接 提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者 の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) (略)

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護

科学的介護推進体制加算【新設】

- ヌ 科学的介護推進体制加算
 - 注 イ<u>について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</u>
 - (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
 - (2) 必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介 護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報そ の他指定介護予防認知症対応型共同生活介護を適 切かつ有効に提供するために必要な情報を活用し ていること。

サービス提供体制強化加算【区分・要件】

- ル サービス提供体制強化加算
 - 注 別に<mark>厚生労働大臣が定める基準</mark>に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定

※厚生労働大臣が定める基準

百二十八 介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第五十九号の規定を準用する。この場合において、同号 イ(2)中「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは「通所 介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。 単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加 算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(皿) 6単位

※第五十九号の規定

五十九 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス 提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職 員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の 七十以上であること。
 - (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職 員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の 占める割合が百分の二十五以上であること。
- (2) 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) (略)
- (2) イ(2)に該当するものであること。
- ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職 員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の 五十以上であること。
 - (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介 護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分 の七十五以上であること。
 - (三) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接 提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者 の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) (略)